

# 第1章

## 子供・若者育成支援施策の総合的な推進

### 第1節 青少年育成施策大綱の策定

2000年代前半、我が国社会において少子高齢化、情報化、国際化、消費社会化が進行し、家庭、学校、職場、地域、情報・消費の場など青少年を取り巻く環境にも大きな影響が及んでいるとの認識の下、青少年を健全に育成するための総合的な施策の展開が期待された。そこで、平成15（2003）年6月、内閣に青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、同年12月9日、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、同本部において初めて「青少年育成施策大綱」が定められた。

さらに、その5年後の平成20（2008）年12月に、前大綱に盛り込んだ青少年育成の理念等を継承しつつ、時代の変化に対応した青少年育成施策の一層の推進を図るため、新しい「青少年育成施策大綱」が策定された（青少年育成推進本部決定）。

### 第2節 「子ども・若者育成支援推進法」の制定と同法に基づく取組

#### 1 「子ども・若者育成支援推進法」の成立・施行

「青少年育成施策大綱」策定後も、ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子供や若者をめぐる状況は厳しい状態が続いていた。次代の社会を担う子供や若者の健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることに鑑みれば、関連分野における知見を総合して諸課題に対応していくことが必要であると考えられた。このため、平成21（2009）年の通常国会（第171回国会）に政府提出法案として「青少年総合対策推進法案」が提出された。そして、衆議院における修正を経て、同年7月、

- ・国における本部の設置、子供・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「大綱」という。）の作成、地域における子供・若者育成支援についての計画の作成、ワンストップ相談窓口の整備といった枠組みの整備
  - ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者を支援するための地域ネットワークの整備
- を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」（平21法71）（以下この節において「法」という。）が、全会一致で可決、成立し、平成22（2010）年4月1日に施行された（第1-1図）。